

Title	『円立寺所蔵文書』について
Sub Title	On the documents of the Enryuji Temple
Author	糸賀, 茂男(Itoga, Shigeo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1974
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.46, No.1 (1974. 6) ,p.101- 107
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	史料紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19740600-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『円立寺所蔵文書』

について

〔三〕 繁沢元氏書状

其方只今罷居候朝枝之屋敷之儀先年以来筋目之地之由候条
無異儀遣置候、随分普請者取刷心安可罷居事肝要候、為其
申聞遣候、謹言

九月廿一日

元氏（花押）

糸 賀 茂 男

（切封ヅラ書）

善明

元氏

〔一〕 繁沢元氏書状

今年之為祝儀一束差越祝着候、謹言

二月六日

元氏（花押）

善明

〔四〕 安芸国山県郡大朝村坪付

芸州山県郡大朝村之内打渡坪付之事

合

（元氏）
（花押）

野田

畠式段半 代四百文 五郎左衛門尉

国近畠三段六百之内 粟屋藤兵衛名請

畠式段 代四百文 為（カ）作

新屋

畠式段 代式百文 孫兵衛

以上畠数 五段半

代老貫文

〔二〕 繁沢元氏書状

為今年之祝儀被申越殊百疋祝着存候、遠方被存寄之処本望
候、尚重々可申、以上、恐々謹言

三月十日

元氏（花押）

善明

進之候

『円立寺所蔵文書』について

慶長参

十月廿八日

次郎兵衛尉 (花押)

山県

五郎兵衛尉

井上

肥前守 (花押)

西泉坊

参

〔五〕 富田康吉書状

猶々御下まいり御祢んころノたんじも(ママ)おろかに存候、い

まほと御きふんともあしく御さ候や、爰元そうおうの御

司御被下候、かしく

為御年頭態老人被下委敷遂披露候、遙々儀二一入被成御祝

着候由被仰出候、委細御父子様を被成候間不能申入

候、於趣者弥市右方置可申候、得御意候、猶御使申入候、

恐々謹言

富又兵

二月廿一日

康吉 (花押)

善明さま

まいる

〔六〕 富田康吉書状

為今年之御祝儀 御父子様へ被仰上候、百疋宛則遂披露候、御祝着之由申候、被成御書候、具二雖可申入候我等事聽而其地罷上候之条以拝顔万可得御意候、恐惶謹言

富田又兵衛

三月十日

康吉 (花押)

善明様

参御返答

申給へ

〔七〕 富田康吉書状

猶々三十疋被懸御意候、本望之至に候、かしく

御方様被仰上様具二次兵様へ披露仕候、御存分の様に御槍

共御取候而被進候、我等迄安堵此事に候、弥々御普請等被

仰付候儀尤に存候、何も(ママ)者次兵様を御奉書之旨遣候、

其上田之出入御年具(真)無相違御調尤に存候、小役目等之儀者

佐五郎右内儀を以次兵様へうかゝい(ママ)者御分別候すると存候、何義其許二三日中ニ成越候条以面上可得御意候、恐々謹言

九月廿二日

冨又兵(花押)

善明

まいる

〔八〕 小坂春信書状

此方屋敷之儀被申候、似合之所普請被申付候ハ、引渡候、遣可申候、恐々謹言

九月廿八日

小越(花押)

(切封ウツ書)

善妙

まいる

小越

〔九〕 万寿書状

為新春之儀被申越殊更百疋本望候、尚期面談可申述候、恐々謹言

三月十日

万寿(花押)

『円立寺所蔵文書』について

善明

まいる

申給へ

〔一〇〕 木次土佐守書状

猶々御方様御遣候迄いまの様ニて(ママ)らちニて者成申間敷候条来春早々御下候而御理被仰上其上ニて不成相候ハ、雲州へ御上り候ても可然存候、爰もとの理相かり御證被申候、いさい木太郎兵可有御物語候、次ニ我等も今日朔日ニ渡罷登候条くわしく不申入候

以前其元参候而万物語申候て本望ニ存候、御方様事從雲州隙明候而其許まで御下向可然存候、定年内者爰元へ御下之儀者成申間敷候条来春ハ早々御出頭候而御案内被仰上候て可然存候、御方様朝枝村今之様之御あてかいニては成申間敷候由次兵様へも委敷申入候、菟角来春早々御下候て理相澄候而可遣候、恐々謹言

十一ノ朔日

木土佐(花押)

西泉坊

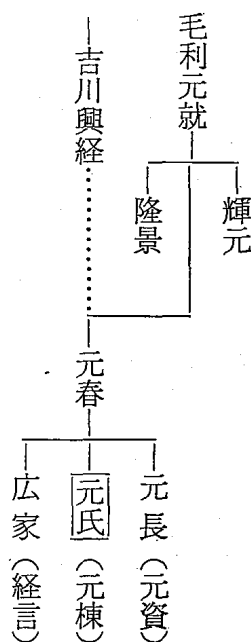
以上十通の文書が円立寺（広島県山県郡大朝町一九九一
 浄土真宗本願寺派）の蔵するものである。内容は、吉川元
 春の次子「元氏」、吉川氏家臣、及び「西泉坊」（寛永三年
 円立寺と改寺）の關係を示すものであるが、既刊の「吉川
 家文書（大日本古文書 家わけ九）」、「萩藩閥閥録」、「岩国
 市史」上等の文献との比較によっても不明な点が残ること
 を付言しておく。

紹介の都合上若干の補足説明を加えてみる。西泉坊は寺
 伝等^①によれば、安芸国大朝莊内朝枝にあった真言宗寺院で
 あり、明応七（一四九八）年十一月、蓮如旗下の本願寺体
 制に加っていた能美権太夫（遊善）が大朝莊に入り西泉坊
 の真宗化を遂げたと思われる。そしてその時点で吉川氏と
 の帰属關係を有することになった。

（能美氏）^① 遊善 — 道雲 — 善生 — 善明 — 了智 —
 ？ 永正十四 没年不詳 文禄五没 天文二 慶長十八

道雲が朝枝・小枝・枝宮等の地を寺領化し寺構拡大を図
 っていることから、吉川氏が本願寺勢力に連る西泉坊を
 兵力として抱え込み同時に保護關係を樹立したと考えるこ

とは妥当であろう。しかし史料としては、全て善明期のも
 のであるので具体的には事實を把握し難い。唯「三」によ
 っても、元氏に代表される吉川氏と善明、西泉坊との帰属
 性はかなり密であったと推定し得る。
 次に「元氏」について略述して置く。



元氏が元春の次子として出生し、後吉川氏から仁保、繁
 沢氏へ改姓したことは、前出の諸文献によって判明する
 が、年次を追って動向をつかむことは不十分であり問題と
 して残る、そのために、大日本古文書、萩藩閥閥録所載の
 關係史料約四〇通を検討すると左の通りである。

天正九年元春は「元長事八家之儀を被存候、元棟儀者吉
 田之御奉公ニ候、於于今ハ御方我等手もとの子にて候間、
 涯分氣遣申、取立可申候^④」と元棟（元氏）の毛利家への奉
 公を指示しているし、或いは「元棟吉田へ進上候からハ、

何の方角ニ居候はんも不知候^⑤」とも述べている。同時に、元氏は元龜二年には「仁保上総介一跡、全可有御領知候^⑥」とある如く仁保氏を相続し、天正三年に、上下庄北内百貫地、天正五年に、雲州之内秋上知行分一円、天正十五年に、石州福屋少輔先知三千貫地の各所領を毛利家より安堵されている。又「為御割分、於芸州給地之内式千石之地御一代致進覽候^⑦」とある様に、吉川家（広家）からも安芸国内に給地を一代限りで得ている。毛利、吉川両氏間の内約の下で元氏の処遇が規定されたことが結果として言える。尤も、当時の実態として吉川氏も元春以降は毛利支配体制の拡大化と見ることも可能であり、問題はその勢力拡大下で「元氏」が如何なる位置にあったかであると考えられる。しかしそれを規定するには史料制約が大きい。大体の付言は以上につきる。吉川氏、毛利氏等々の委細は前記文献に詳しいし、又現在の本意ではないので、紹介史料について若干ふれてみたい。既述の如く完全な解題が不可能である事を断っておかねばならないし、又「四」を除いて年代推定が不鮮である。

『円立寺所蔵文書』について

「一」「二」は、年賀の贈答を通して善明（西泉坊）と元氏の関係を示すものであり、「五」「六」「七」「九」についても同様である。但し「九」の「万寿」は如何なる人物かは不明である。^③「三」「八」「一〇」はいずれも、朝枝西泉坊屋敷安堵及び改修に関するものであるが、これは善明の朝枝離反問題があり、それに対する元氏（吉川氏）の仲介策の一端と見ることが出来る。「四」は元氏の袖花押によって大朝村内の給地宛行が認可されたものである。但し名請人（作人）が吉川家被官であるのか、元氏の被官であるのかは判断し難い。ともかく、元氏によって彼の知行地二千石の内から西泉坊に対して寺領給付が行われたか、或いは吉川家の西泉坊に対する寺領給付に関して元氏が証判を以て代行したかの二つが言及できるのではなからうか、尚、外にも言及すべき点は多いが傍証となる他の史料を得ない段階であるので後証に待ちたい。^⑧史料が、大朝村西泉坊に関するものである以上、吉川氏との関係で処理されるべきであるし、その様に考えた場合、元氏が、単に、仁保元氏として、及び安芸国大朝村の知行主としてのみ考

えられない点がある。ともかく、元氏の居所、動向について周到に検討していくことが必要であるし、又、家督経営上の構造がより明確にされるべきである。吉川氏家督は、当史料が該当する時期には少くとも三男広家によって運営されていたと考えられるので、それとの関連性に於いて検討されるべきであろう。正確な分析もなく、史料性格も不十分のまま、疑問のみを提示してしまった。然しながら、吉川家文書、萩藩閥録巻五に未載の史料として紹介することにした。期するところ、右の疑問点を含めつゝ御教示を願うと同時に今後の検討を待ちたい。

註

① 「広島県史」大正十二年刊 社寺誌の項

「芸藩通志」芸備叢書

「山県郡小史」山県郡牛馬組合編 大正十三年九月刊

「冷月山円立寺史」十五世能美良材著 昭和三十九年

尚、西泉坊の遊善入坊について、「広島県史」は「正徳調書」をひいて宝徳三年（一四四九）している。

② 吉川氏は、経高が大朝本荘の地頭職に補任され（正和二年）駿河国吉河荘より移住し、寒曳山麓の駿河丸城に居したが、後経

見が大朝新荘の地頭職に補任されて、現新庄に勢力の拠点を移した。そして元春の新庄日野山城入城によってより強固に支配体制が確立された。

③ 「萩藩閥録」巻五、毛利宇右衛門関係文書中、略年譜参照、元氏は弘治元年に出生、永禄十年、周防国吉敷郡仁保荘地頭職の系譜である仁保（元三浦氏）上総介隆有（在）の遺領を相続し、元龜二年には仁保氏を称している。（仁保少輔三郎元氏、或いは仁保少輔三郎元棟）。天正十四年に実父元春の死に伴い、長兄元長が吉川氏を相続するが、翌年六月に死去、次子である元氏の相続が問題となるが、天正九年の元春の指示なども含めて、弟広家に家督を譲る。又この時神田元忠なる者に三浦姓を与え、自らは繁沢氏を称する。（仁保氏の廢氏）後、吉川広家が天正十九年六月に、毛利輝元の知行拡大による吉川氏への知行地分与により、出雲国富田に移居する。このことは帰結として元氏の安芸在任を余儀なくしたと思われる。つまり、後文で述べる如く、吉川氏から離族し、毛利氏下の家臣として領知権を数ヶ所に有した元氏は、広家の出雲移住後の安芸国山県郡支配に預ったと考えられる。当時の山県郡内には広家領知一万石、元氏領知二千石の計一万二千石が存在したことが知られる。以上の諸点から、紹介する文書について言えることは、時的には、少くとも文禄元年～慶長十年（元氏宛の書状の宛所の記名が慶長八年前後で殆んど「立節」である。この時期に入道して繁沢伊勢守立節と称したと考える）に至る間、吉川氏と

密接な関係をもつ西泉坊との交渉史料と言えよう。他の史料については人物等に至るまで後考を待ちたい。もちろん、吉川氏被官外の人物ではなく、万寿は元氏の室（仁保隆有女）、小越（小坂春信とすれば、日野山城家老）、井上肥前守も同様、広家移住後の安芸在住の吉川家臣、富田康吉は広家に随判した吉川家臣という様に、凡その関係は想像に難くはない。右の点、本文に入れるべきかもしれないが、推定の部分もあるので註解で示しておくことにする。

④ 「大日本古文書」吉川家文書 家わけ九ノ二、一二二九

⑤ 同 書 家わけ九ノ二、一二三四

⑥ ③参照

⑦ 「大日本古文書」吉川家文書 家わけ九ノ一、七〇二

⑧ 註③にも述べた様に、吉川広家の山県郡を含む安芸国知行高一万石と、元氏の二千石が、広家移住後、元氏によって如何なる支配形態をとったかが問題として残ることを注意したい。

⑨ 参考にした文献は、①に述べた以外に「吉川家文書」「萩藩閥閲録」及び「山県郡史の研究」（昭和二十八年、名田富太郎著）「岩国市史」上（岩国移封前における吉川氏概観）などがあるが、いずれも、本史料紹介のためには、元氏の記事など皆無であり、今後明らかにされる必要がある。

尚「姓氏家系大辞典」には、「仁保」「繁沢」の項がある。

〈後記〉史料紹介について、所蔵者能美良材師、慶応義塾大学中

『円立寺所蔵文書』について

井信彦、高橋正彦両先生、畏友加藤隆士氏に謝意を表す
る次第である。